

特定施設一覧表

1 騒音法に基づく特定施設（騒音法施行令別表1）

一 金属加工機械
イ 圧延機械（原動機の出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
ロ 製管機械
ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ト 鍛造機
チ ワイヤフォーミングマシン
リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ タンブラー
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
三 土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
四 織機（原動機を用いるものに限る。）
五 建設用資材製造機械
イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
六 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
七 木材加工用機械 ※プラスチック加工用として使用されている場合は該当しない。
イ ドラムバーカー
ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ハ 碎木機
ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ヘ かな盤
八 抄紙機
九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
十 合成樹脂用射出成形機
十一 鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

2 振動法に基づく特定施設（振動法施行令別表1）

一	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
二	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
三	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
四	織機（原動機を用いるものに限る。）
五	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及び及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
六	木材加工用機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
七	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
九	合成樹脂用射出成形機
十	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

群馬県の環境を保全する条例に基づく特定施設

(1) 騒音（条例施行規則別表12）

一	コンクリートブロックマシン
二	製びん機（原動機を用いるものに限る。）
三	ダイカストマシン

(2) 振動（条例施行規則別表13）

一	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
二	送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
三	シェイクアウトマシン
四	オシレイティングコンベア
五	ダイカストマシン